

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、下呂市における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和 6年 8月 8日

岐阜県知事 古田 肇

市名	期日	時間	場所	対象地域
下呂市	令和6年 10月7日 (月)	午前11時から 午後3時まで	下原公民館 (金山町大船渡600-8)	金山町
	10月8日 (火)	午前9時から 午前11時まで	J A ひだ 馬瀬支店 (馬瀬名丸15)	馬瀬
		午後1時から 午後3時まで	下呂市役所 小坂振興事務所 (小坂町小坂町815-5)	小坂町
	10月9日 (水)	午前9時から 午後3時まで	萩原農事センター (下呂市役所旧萩原庁舎跡地横) (萩原町萩原1856)	萩原町
	10月10日 (木)	午前9時から 午後3時まで	下呂市民会館 (森801-10)	旧下呂町
	10月11日 (金)	午前9時から 午前11時まで	下呂市民会館 (森801-10)	旧下呂町